

付 錄 6

昭和49年度において講じようと する公害防止に関する主要施策

目 次

第1章 基本的施策	475
第1節 大阪府公害防止条例の改正等	475
1 大阪府公害防止条例の改正	475
2 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法 第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の改正	475
3 大阪府公害防止条例施行規則の改正	476
第2節 大阪府環境管理計画の進行管理	476
第3節 公害関係部門の組織の充実	477
1 環境科学センター設立準備室の設置	477
2 公害規制担当部門の強化	477
3 公害検査分析担当部門の拡充	477
4 工場立地適正指導部門の設置	477
5 自然環境保全部門の整備	477
6 公害関係事犯処理体制の強化	477
第4節 公害現況等調査の実施	478
第5節 土地利用の適正化に関する施策	478
1 工場の適正分散及び集団化の促進	478
2 土地利用における公害防止の配慮	479
3 土地利用調査の実施	479
第2章 公害防止の諸施策	480
第1節 大気汚染対策	480
1 法律・条例に基づく規制	480
2 大気清浄化計画の策定及びその推進	480
3 光化学スモッグ対策の推進	481
4 自動車排出ガス対策の推進	481

5	大気汚染の常時監視及び緊急時措置	482
第2節	水質汚濁対策	483
1	法律・条例に基づく規制	483
2	水質汚濁負荷量削減計画の実施	483
3	水質汚濁の常時監視	483
4	下水道整備の実施	483
5	河川の汚泥しゅんせつ事業の実施	483
6	河川の管理等	484
7	河川環境の整備	484
8	廃油処理対策の推進	484
9	大阪湾海底浄化対策の実施	484
10	農林・水産・畜産公害対策の実施	484
第3節	騒音・振動対策	485
1	法律・条例に基づく規制	485
2	交通騒音・振動の調査・研究の実施	485
第4節	航空機公害対策	485
1	大阪国際空港航空機公害対策の推進	485
2	大阪国際空港周辺整備機構への助成	486
3	大阪国際空港周辺整備計画の実施のための調査	486
4	学校等公害防止施設の整備	486
第5節	地盤沈下対策	486
1	法律・条例に基づく規制	486
2	地盤沈下状況の調査の実施	486
3	代替水の供給及び受水施設整備に対する助成	487
4	都市河川地盤沈下対策の実施	487
第6節	廃棄物処理対策	487
1	産業廃棄物処理対策	487
2	一般廃棄物処理対策	488
第7節	農業用水及び土壤汚染対策	488

第8節	自然環境保全対策	488
1	法律・条例に基づく規制等	488
2	自然環境保全対策	489
第9節	環境保健対策	499
1	健康被害に関する調査研究の実施	499
2	保健所における公害関連業務の実施	499
3	公害健康被害救済法の施行等	491
第10節	公害防止のための助成	491
1	中小企業者に対する公害防止資金の融資	491
2	市町村の公害防止行政等に対する助成	492
3	中小企業における公害防止技術の研究に対する助成	492
第11節	公害防止技術の開発及び指導	493
1	公害防止技術の開発等	493
2	公害防止技術の相談・指導	493
3	公害防止技術者の養成	493
第12節	公害の監視・検査・分析・研究体制の拡充	493
1	公害監視センター検査・分析機能の充実	493
2	環境科学センター(仮称)の設立準備等	493
3	府立公害関係調査研究機関の研究の企画調整	494
第13節	その他の公害防止対策	494
1	公害に関する苦情・相談の処理	494
2	大阪府公害審査会の運営	494
3	公害モニター制度の運営	495
4	公害防止管理者等に係る業務の運営	495
5	公害防止に関する知識の普及	495
付録	昭和49年度公害関係予算(関連事業を含む)一覧	496

第1章 基本的施策

第1節 大阪府公害防止条例の改正等

公害発生源工場、事業場に対する監視、取締り、指導については、大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）及び同施行規則（昭和46年大阪府規則第55号）等に基づいて積極的に推進しているところであるが、今後は、大阪府環境管理計画の策定に伴う諸施策の実施その他公害現象の推移等情勢の変化に対応し、さらに公害関係法令の改正の動向をも考慮しつつ、同条例及び同施行規則等の内容について次のように改正する。

1 大阪府公害防止条例の改正

大阪府公害防止条例は、昭和46年9月10日から施行されているが、国においては、最近における公害の激化に対処するため、昨年5月、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）に基づく環境基準を改訂し、総量規制の導入等について関係法令の再検討をはじめていること等にかんがみ、府においても、このような情勢の変化に対応するとともに、大阪府環境管理計画の早期達成を図るために現行府公害防止条例をさらに改正、強化する必要があるので、本府の実情に即した条例改正を行う。

2 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の改正

大阪府環境管理計画による許容排出量の目標値を達成するとともに瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和48年法律第110号）に基づき、大阪府に割当てられた産業排水に係る汚濁負荷量の限度まで削減するため、工場等の排出水に係る排水基準を改正強化する。

3 大阪府公害防止条例施行規則の改正

(1) 騒音、振動に係る規制地域の区分及び規制基準

都市計画法（昭和43年法律第100号）の一部改正により、府下旧用途地域が全面的に改正されたことに伴い、騒音、振動に係る規制地域の区分及び規制基準を改正する。

(2) 地下水採取規制地域及び規制に伴う技術的基準

地下水採取規制地域として、泉大津市ほか3市1町を追加するとともに、規制の技術的基準の設定を行う。

(3) いおう酸化物に係る排出基準

国においては、いおう酸化物に係る環境基準の早期達成を図るため、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）及び大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省、通商産業省令第1号）を一部改正し、いおう酸化物に係る排出基準が強化されたことに伴い、本府においても国に準じて改訂、強化する。

(4) 燃料基準

国においては、いおう酸化物に係る環境基準の改訂及び窒素酸化物に係る環境基準の設定を行い、また、これら環境基準の早期達成を図るための関係法令の整備がなされているので、府においても、関係法令の整備に対応して、燃料基準を改正する。

第2節 大阪府環境管理計画の進行管理

大阪府公害防止条例第9条に基づき、昨年9月に策定した大阪府環境管理計画の目標を達成するため次の事務を行い、その進行管理に努める。

- (1) 計画に盛り込まれた諸種の公害対策事業及び公害対策関連事業の進行状況を把握するなど、計画の適切かつ円滑な実施を図る。
- (2) 社会的諸情勢の変化に対応して、必要があれば計画の見直しを行う。

第3節 公害関係部門の組織の充実

1 環境科学センター設立準備室の設置

環境科学センター（仮称）の庁舎建設のための実施設計及び公害データバンクのシステム設計等整備事務を行うため、公害監視センターに環境科学センター設立準備室を設ける。

2 公害規制担当部門の強化

瀬戸内海環境保全臨時措置法の施行に伴い、特定施設の設置の許可事務及び工場、事業場に対する規制、指導を強化するため、水質課に瀬戸内海保全係を設ける。

3 公害検査分析担当部門の拡充

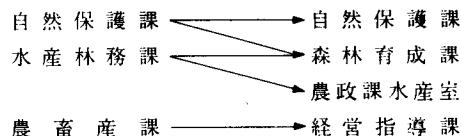
年々、増加する公害に係る試料の検査、分析業務を強化するため、公害監視センター検査課を、大気検査課、水質検査課、騒音検査課に拡充する。

4 工場立地適正化指導部門の設置

工場立地適正化を中心とする指導体制等の確立を図るため商工部に振興課を設ける。

5 自然環境保全部門の整備

自然環境保全の一環としての森林育成等の組織を強化するため、農林部の組織をつぎのように再編整備する。



6 公害関係事犯処理体制の強化

公害関係事犯に対する指導、取締りを強化するため、警察本部防犯部に公害課を新設する。

第4節 公害現況等調査の実施

公害対策を推進するためには、公害の現況及び公害発生源の動向を経年的には握する必要があるので、本年度も次の諸調査を実施する。

- (1) いおう酸化物による大気汚染の地域別状況をは握するため、昭和42年度から実施している二酸化鉛法による測定を引き続き実施する(本年度の測定点は283地点、うち大阪市内85地点、堺市内19地点及び高石市内3地点は各市が実施)。
- (2) 降下ばいじん(不溶解性のもの)による大気汚染の地域別状況をは握するため、昭和45年度から実施しているダストジャー方式による測定を引き続き実施する(本年度の測定点は280地点)。
- (3) 浮遊ふんじんによる大気汚染の実態をは握するため、昭和43年度から実施している浮遊ふんじんの総量及び質(主として重金属)についての測定分析を引き続き実施する(本年度の測定点は17地点、うち大阪市内の2地点は大阪市が実施)。また、人の健康に影響を与えると考えられる浮遊粒子状物質(大気中に浮遊する粒径10ミクロン以下の粒子状物質)の測定を前年度に引き続き実施する(本年度の測定点は6地点)。
- (4) 工場、事業場における燃料使用状況及び亜硫酸ガス等の大気汚染物質の排出量等の実態をは握するため、昭和42年度分から実施しているアンケート方式による燃料使用状況等の実態調査を引き続き実施する(本年度の調査対象工場、事業場数は約16,000、うち大阪市内の約8,000については、大阪市が分担して実施)。

第5節 土地利用の適正化に関する施策

1 工場の適正分散および集団化の促進

工場と住宅が混在しているために発生する公害の抜本的解決策として、次のように工場の適正分散及び集団化を促進する。

- (1) 特殊法人公害防止事業団の資金を活用して共同公害防止施設、共同利用建物、工場移転用地、共同福利施設等建設事業を促進する。

- (2) 市町村又はその開発公社が公害防止のための工業団地造成用地を先行取得し、又は工場移転跡地を買い上げる場合、これらの事業に必要な資金を財團法人大阪府都市整備協会等を通じて当該市町村又はその開発公社へ貸し付ける。

2 土地利用における公害防止の配慮

臨海部の造成地等における土地利用の決定にあたっては、公害防止の見地から最大限の配慮を行う。

3 土地利用調査の実施

府下各地区ごとの特性をは握し、都市発展の動向に適確に対応するための各種データを活用して、科学的、合理的な都市計画を推進するため、本年度は、データの質、量の両面における整備に努めるとともに、電子計算機処理システムを具体化し、その有効な運用を図る。

第2章 公害防止の諸施策

第1節 大気汚染対策

1 法律・条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び大阪府公害防止条例並びに大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準を定める条例（略称）に基づき、いおう酸化物、ばいじん、その他の汚染物質の排出規制について関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

特に大阪府公害防止条例に基づく設備基準の適用猶予期限が、昭和49年9月10日に到来する施設を設置している関係工場に対しては、その遵守状況を確認するため、積極的に立入検査を実施する。

また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制は、市町村長に委任されているので、関係市町村に対する指導の徹底を図り、工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

2 大気清浄化計画の策定及びその推進

大阪府環境管理計画に示された目標のうち、窒素酸化物を中心として、いおう酸化物、ばいじん、炭化水素などの大気汚染物質に係る削減目標値を達成するため、大気清浄化計画を策定し、次のような対策を推進する。

- (1) 窒素酸化物対策として、⑦大発生源工場に対し、さらに排出量の削減指導を行うほか、中小発生源工場に対しても削減指導を行う。①中小ポイラー等の窒素酸化物排出量の実測を行う。⑦昨年実施の中小ポイラーに引き続き、本年度は中小加熱炉について、窒素酸化物の削減手法を確立するための実験を行う。
- (2) いおう酸化物対策として、使用燃料の低いおう化を一そう促進するため、各工場、事業場に対し、燃料の改善指導を強化する。
- (3) ばいじん対策として、工場、事業場に対し、集じん装置等設置後の点検、指導を行う。

- (4) 炭化水素対策として、大阪府公害防止条例に基づき、防除装置の設置を強力に指導、点検する。

3 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグの発生原因を究明する等のため、昨年度に引き続き次のように諸調査を実施するとともに緊急時の対策を推進する。

(1) 光化学スモッグの発生源を調査するため、工場、事業場の排ガス中における大気汚染物質の濃度等の調査を実施するとともに、府下の主要幹線道路における自動車の実車走行によって、路線別、時間別に自動車排ガス量の調査を実施する。

(2) 光化学スモッグを予測し、防止対策に資するため、常時監視のデータ及び自動車排出ガス基礎調査のデータを利用して、光化学スモッグを電子計算機により、シュミレートし、発生機構を解明するとともに発生源対策の地域やその程度を明らかにする。また、紫外線照射装置を積載した移動測定車を新造し、各種の汚染物質の測定を行う。

なお、光化学スモッグの原因物質及び発生機構を究明するため、環境庁の委託による航空機、カイツーン等による高度別測定と気象観測の調査研究を実施するとともにゴム亀裂法による広域的濃度分布の調査、工場等の排出ガス中ににおける大気汚染物質の排出状況調査を引き続き実施する。

(3) 光化学スモッグの発生状況を監視するため、窒素酸化物及びオキシダントの測定点を追加（新設する固定観測局3局に窒素酸化物及びオキシダントの測定機器をそれぞれ設置）する。

(4) 光化学スモッグ緊急時対策として、関係工場に対し、ばい煙排出量の削減措置等を要請、勧告するとともに、立入検査を実施し、必要に応じ、緊急の調査班を現地に派遣して調査を実施する。

4 自動車排出ガス対策の推進

(1) 国における自動車排出ガス減少対策として、新車については、昭和48年度新車規制が実施され、さらに昭和50年4月以降に生産される自動車の新しい許容

限度（昭和50年規制）が本年1月告示された。

また、使用過程車については、昨年5月から車種別、排気量別に自動車排出ガス減少装置等の取付けが義務づけられ、逐次、規制の範囲が拡大されているが、その対策の実効を期するため、関係行政機関を通じて、自動車の使用者等に対し、対策の周知徹底を図るとともに、光化学スモッグの発生を防止するため、自動車運行の自粛についての啓発、街頭における検査体制を強化する。

- (2) 府下の主要幹線道路における汚染物質の分布状況、気象条件、地理的条件、車種別交通量等を調査し、併せて調査結果の解析を行い、汚染機構の解明に努める。
- (3) 府下の主要幹線道路について自動車の実車走行により、路線別、時間帯別、車種別に走行状況の実態を把握し、その結果と、前記(2)の調査との相関関係を求め、緊急時等における自動車の交通規制及び道路構造の改善その他有効な自動車公害対策の確立に努める。

5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置

大気汚染状況の常時監視を強化するため、新たに総合観測局を3局設置する。

なお、岬町に設置されている同町観測局から無線によりデータの伝送を受ける。

(参考)

大気汚染測定網の整備状況

区分		増設後の局数	備考	
光化学スモッグ	オキシダント測定網	40局→44局	左のうち府公害監視センターとのテレメータ局	34局
	窒素酸化物測定網	41局→45局		32局
自動車排出ガス	一酸化炭素測定網	34局→38局	"	25局
一般大気汚染	いおう酸化物測定網	63局→67局	"	39局
	浮遊ふんじん測定網	63局→67局		40局

緊急時措置については、情報の伝達をすみやかに行うなど、適切な措置を実施する。

第2節 水質汚濁対策

1 法律・条例に基づく規制

水質汚濁防止法、(昭和45年法律第138号)瀬戸内海環境保全臨時措置法、大阪府公害防止条例及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例(略称)に基づき、関係工場、事業場に対する取締り、指導を強力に実施する。

2 水質汚濁負荷量削減計画の実施

大阪府環境管理計画及び瀬戸内海環境保全臨時措置法に基づく汚濁負荷量の削減を図るため、環境基準の水域類型の追加あてはめを行い、規制を強化するとともに、未規制項目(窒素、リン、可溶性塩類等)について、河川並びに工場排水の実態を調査し、汚濁負荷量削減のための基礎資料とする。

3 水質汚濁の常時監視

府下の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、測定基準点を設け、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に水質の測定、監視を行う。

4 下水道整備の実施

公共用水域の水質を保全するとともに、生活環境を改善するため、寝屋川北部、寝屋川南部、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、大和川下流及び南大阪湾岸の流域下水道の整備を行う。

また、市町村が実施する公共下水道事業及び特定公共下水道事業に対し補助を行い、下水道整備を促進する。

5 河川の汚泥しゅんせつ事業の実施

河川の汚濁を防止するため、都市河川浄化事業として、従前から汚濁の著しい神崎川、木津川等を対象に、汚泥のしゅんせつを行ってきたが、本年度も引き続き実施する。

6 河川の管理等

河川パトロールを強化し、河川敷内への汚物、じんかい等の不法投棄を取締るとともに、不法投棄防止のための防護柵等を設置するほか、河川へ流出した工場廃油処理のためのオイルフェンスを常備する。

また、年間行事として河川愛護月間を設け、府民に対し河川愛護精神及び公徳心の高揚を図る。

7 河川環境の整備

河川堤防敷内に堆積するじんかい及び水面に浮遊するじんかいの清掃並びに雑草刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。

8 廃油処理対策の推進

府営港湾の環境整備を図るため、昨年度までに、堺・泉北港船舶廃油処理施設及び清掃船、油回収船等を整備したが、本年度は、これらを効率的に運営するとともに、深日港内の油濁防止のため、新たにビルジ受入タンクを一基建設する。

9 大阪湾海底浄化対策の実施

大阪湾内に不法投棄されているドラム缶を撤去し、漁業被害及び海洋の汚染を防止する。

10 農林・水産・畜産公害対策の実施

農林、水産及び畜産業関係の公害対策として、昨年度に引き続き、次のような事業及び調査研究を行う。

- (1) 漁場、漁港水域清掃事業等の実施
- (2) 漁場環境等に関する調査研究
- (3) 漁場環境の常時監視体制の整備
- (4) 残留農薬に関する調査研究
- (5) 農作物等の環境適応に関する調査研究
- (6) ウィンドレス（無窓）畜舎における飼養管理に関する調査研究

- (7) 畜産経営環境保全総合指導の実施
- (8) 畜産業に伴う公害の防止試験の実施及び試験室の整備

第3節 騒音・振動対策

1 法律・条例に基づく規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び大阪府公害防止条例に基づき、関係市町村に対する指導を強化して、関係工場、事業場等に対する取締り、指導を強力に実施する。

2 交通騒音・振動の調査研究の実施

- (1) 環境基準達成の指針を策定するため、府下の主要10路線において自動車の騒音、振動の実態調査を行う。
- (2) 自動車騒音等の評価方法等に関する調査研究を行う。
- (3) 大阪府環境管理計画の新幹線鉄道騒音に係る環境目標値達成の指針策定の資料を得るため、沿線4地点において、騒音、振動の実態を調査する。

第4節 航空機公害対策

1 大阪国際空港航空機公害対策の推進

大阪国際空港周辺の航空機公害対策として、次の措置を講じる。

- (1) 航空機騒音の常時測定及び航空機排出ガスの測定調査を実施する。
- (2) 関係市が設置する学習、集会等のための共同利用施設に対し、国と同様、その建設費を補助する。
- (3) 国の制度による移転補償を受けて住宅等の移転を行うものが、移転に要する資金を融資機関から借入れした場合には、融資額300万円を限度として、年3.65%以内の利子補給をする。

2 大阪国際空港周辺整備機構への助成

大阪国際空港周辺整備機構が実施する事業のうち民家防音工事（650戸分）に対し、補助するとともに、代替地造成事業及び再開発事業等についての助成を行う。

3 大阪国際空港周辺整備計画の実施のための調査

大阪国際空港周辺整備計画に基づく、具体的な実施計画を策定するため、次の調査を実施する。

(1) 現況資料の整備

(2) 土地利用構想の作成

4 学校等公害防止施設の整備

航空機騒音の防止対策として、昨年度に引き続き府立園芸高等学校及び府立東淀川高等学校について騒音防止工事を実施するとともに、市町村が行う学校等の公害防止工事に対しても、その負担を軽減するため、市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行う。

第5節 地盤沈下対策

1 法律・条例に基づく規制

工業用水法（昭和31年法律第146号）及び大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取規制を行うため、規制地域内の関係工場、事業場に対する取締り、指導の徹底を図る。

2 地盤沈下状況の調査の実施

(1) 府下の地盤沈下の状況を把握するため、昨年度に引き続き水準測量調査を実施するとともに、観測井戸により地下水位及び地盤沈下の状況を観測する。

(2) 大阪府環境管理計画に基づき、局部的な地盤沈下が著しい泉州地域について、

地盤沈下を起さない地下水の採取量、すなわち安全採取量の検討を行うため、必要な土質等の基礎的な調査を実施する。

3 代替水の供給及び受水施設整備に対する助成

東大阪地域の上水道用地下水のくみ上げ抑制については、関係市（東大阪市、八尾市、大東市及び四条畷市）に対し、代替水を供給するため、府営水道受水施設整備事業について補助を行う。

4 都市河川地盤沈下対策の実施

平野川分水路の下流端に排水機場を設け、内水の水位低下を図り、地盤沈下地域の水はけをよくするため、本年度は、排水機場及び逆流防止水門の実施設計を行う。

第6節 廃棄物処理対策

1 産業廃棄物処理対策

- (1) 産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、大阪府産業廃棄物処理計画を策定する。
- (2) 広域的な立場から産業廃棄物の最終処分地を確保するため、堺第7-3区(約280万m²)において、昭和45年度から6カ年計画で実施中の海面埋立処分施設(えん堤)整備事業を引き続き実施する。
- (3) 昭和46年2月、大阪市と共同で設立した財團法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として産業廃棄物の広域処理対策事業を実施することとし、当面、建設廃材等、直接埋立処分可能なものの最終処分事業を実施する。
なお、同公社の運営について昨年度に引き続き助成措置を講じる。
- (4) 産業廃棄物の適正な処理を図るため、事業者責任を基本とする関係法令の趣旨に沿って、排出事業者に対し、適正な処理が行われるよう指導を徹底すると

ともに、共同処理施設等の設置を促進し、併せて産業廃棄物処理業者の指導、監視を強化する。

2 一般廃棄物処理対策

一般廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るため、市町村が行う廃棄物処理施設の新・増設及び改造に対し、引き続き助成措置を講じるとともに、特に、本年度は最終処分地からの公害防止のための汚水処理施設、えん堤についても助成を行う。

第7節 農業用水及び土壤汚染対策

都市排水の増加により、農作物被害が増加している区域の水源転換用排分離水路の新設改良を行うため、水質障害対策事業を推進する。

また、農林省の委託により都市污水による農業用水の汚濁を防ぐため、農業被害の著しい三島地区を対象に除去施設を設置して、除去効果の測定、除去施設からの処理用水による土壤、作物に与える影響等除去施設の効果を検討し、農業用水の保全のための基礎資料を得る。

なお、農林技術センターにおいて引き続き土壤汚染調査を実施する。

第8節 自然環境保全対策

1 法律・条例に基づく規制等

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）及び大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）に基づき、自然環境の保全を図るために、規制地域内で建設行為等を行う者に対する指導、取締りを行う。

また、条例に基づき、自然環境の保全と回復の状況のは握と必要な指導に当たる自然環境保全指導員制度を強化する。

2 自然環境保全対策

失なわれ行く自然と緑の生活環境を守り、積極的に自然の回復に努めるため、次の諸施策を実施する。

- (1) 府政百年記念事業として、引き続き、「府民の森」の造成を行い、本年度は北部林苑の整備に着手する。
- (2) 緑化樹等の養成を行い、公共施設等に無償配付する。
- (3) 森林資源の造成と緑地の保全を図るため、民有地に分取契約による地上権を設定し、造林事業を実施する。
- (4) 土壤成分に乏しい不良林地を改良し森林造成を行うほか、保安林整備計画により指定された水源かん養保安林を造成する。
- (5) 金剛山伏見地区、室池、茨木ハイキング道等、自然公園の施設整備を行うとともに、明治の森、金剛生駒公園、東海道自然歩道等、自然公園の管理事業を実施する。
- (6) 多目的な機能をもつ公園緑地を整備するとともに、土地区画整理事業等において緑道を整備する。
- (7) 職場、家庭等の生活環境にうるおいを取りもどすため、引き続き花と緑の運動を推進する。
- (8) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）に基づき、野生鳥獣の保護、繁殖を図り、適正な狩猟を行うことにより自然環境保全育成に努める。
- (9) 水産資源の維持培養を図るため、高級魚介類の種苗生産技術の開発研究、淡水魚品種の改良、養魚技術の開発研究等を行うとともに、種苗、雑魚の放養等を実施する。

第9節 環境保健対策

1 健康被害に関する調査研究の実施

公害による健康被害の調査については、調査の方法、内容及び調査結果の判断等に関し、昭和45年度から設置している大阪府公害健康調査専門委員会議の専門的な

立場からの助言を得つつ、次の調査研究を行う。

- (1) 大気汚染が進行している地域及び今後進行が予想される地域の40才以上の住民を対象に呼吸器系疾患を中心とした医学的調査を引き続き実施するとともに、複合大気汚染が健康に及ぼす影響について、動物実験並びに疫学的、臨床医学的調査を行い、府下における複合大気汚染の健康被害に関する指標を得るための研究を実施する。また、環境庁の委託によるばい煙等影響調査を引き続き実施する。
- (2) 昨年度に引き続き窒素酸化物の生体影響を解明するため、一酸化窒素の動物曝露による急性、亜急性影響を主とした調査研究を行う。
- (3) 工場等から排出される汚染物質による局地的な環境汚染問題について、工場等周辺住民の健康調査を実施する。
- (4) 光化学スモッグの健康被害に関する疫学、臨床学的調査を実施するほか、被害発生時に現地調査を行う。
又、光化学スモッグの動物曝露による人体影響に関する調査研究を行う。
- (5) 昭和47年度に実施した豊中市南部におけるP C B 汚染地域住民の健康調査結果では急性のP C B 中毒症状と疑われる症例は認められなかったが、昨年度に引き続きなお1年間の経過観察を実施する。
また、食品、母乳、医薬品、上水道水源、湖沼等の微量有害物質による汚染調査を実施するとともに、人体への影響について研究を行う。
- (6) 公害にかかる健康被害の予防、治療及び調査研究体制の組織一元化を図るために、昨年度に引き続き、調査、検討を進める。

2 保健所における公害関連業務の実施

公衆衛生の立場から、地域の特性に応じた公害に関連する各種の調査、衛生教育等を実施するため、昭和48年度までに18保健所（豊中、吹田、布施、八尾、守口、枚方、寝屋川、藤井寺、泉大津、岸和田、茨木、枚岡、高槻、四条畷、池田、門真、富田林、泉佐野）に公害担当職員を配置してきたが、本年度はさらに残り5保健所に公害担当職員を配置する。

3 公害健康被害救済法の施行等

(1) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）に基づく疾病多発地区として、昭和45年2月に大阪市西淀川区が、昭和48年2月に豊中市南部地域が、さらに昭和48年8月には堺市西部地域がそれぞれ指定され、地区内の指定疾病患者に対し医療費等が支給されているが、その支給事務を行っている大阪市、豊中市及び堺市に対し、本年度も引き続き、医療費等の%（うち国が%、事業者が%を負担）、事務費の%（うち国が%を負担）を補助金として交付する。

なお、この法律による救済制度は昭和48年10月に公布され、本年9月に施行を予定されている公害健康被害補償法（昭和48年法律111号）に基づく公害健康被害補償制度の発足に伴い、この制度に発展的に吸収されることとなってい る。

(2) 前記(1)の救済制度の対象とされる指定疾病患者が死去した場合、関係市とともにその遺族に対し見舞金を支給する。

第10節 公害防止のための助成

1 中小企業者に対する公害防止資金の融資

(1) 中小企業における公害防止施設の設置、改善又は工場移転等を促進するため、昭和36年度から実施している中小企業公害防止資金特別融資制度について、次のように改善を図る。

融資目標額 35億円（昨年度30億円）

融資限度額 原則として2,000万円

ただし、無担保融資350万円（昨年度300万円）

融資期間 7年以内（昨年度5年）

(2) 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業に対し、中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）による中小企業高度化資金を積極的に活用して資金貸付けを行う。

- (3) 中小企業設備近代化資金貸付けのうち、公害防止設備にかかる貸付については、出来る限り長い期間をおいて申込ができるよう便宜をはかるほか、優先的に貸付を行う。
- (4) 中小企業合理化機械月賦販売制度においても、中小企業者に公害防止設備の長期月賦購入をあっ旋するとともに、今後さらにあっ旋する機種等の指定を拡大して、その公害防止策を助長する。

2 市町村の公害防止行政等に対する助成

- (1) 公害観測車等の整備に対する補助

市町村が、公害観測車、公害監視パトロール車及び各種測定機器を整備する場合、その購入に必要な経費の $\frac{1}{2}$ 以内を補助する。

- (2) 公害検査分析機器の整備に対する補助

大阪府公害防止条例に基づき、大気汚染、水質汚濁に係る規制権限を委任した市に対し、ガスクロマトグラフィ質量分析計及び原子吸光光度計の整備に必要な経費の $\frac{1}{2}$ 以内の額を補助する。

- (3) 公害防止事務費交付金の交付

大阪府公害防止条例に基づき、事務委任をした市町村に対し、引き続き交付金を交付する。

- (4) 水銀等被害中小企業緊急融資利子補給事業に対する補助。

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和48年法律第100号）に基づき、市町村が行う金融措置について利子補給を補助する。

3 中小企業における公害防止技術の研究に対する助成

中小企業の実情に即した防止技術を効率的に研究するため、中小企業が協同組合単位で行う研究事業に対して助成措置を講じる。

第11節 公害防止技術の開発及び指導

1 公害防止技術の開発等

本年度は次のテーマを選び、研究を行う。

- (1) 溶剤及びモノマーの完全処理装置の開発
- (2) 燃焼装置における窒素酸化物低減化の研究
- (3) 高速製織時における織機綿じん処理技術の開発
- (4) 非用水型染色加工技術に関する研究
- (5) 放射線利用による環境汚染に関する研究

2 公害防止技術の相談・指導

府立工業技術研究所の公害防止相談室において、公害防止技術についての相談、指導等を行う。

3 公害防止技術者の養成

中小企業における公害防止体制の強化を図るため、各種の技術者研修を実施する。

第12節 公害の監視、検査・分析、研究体制の拡充

1 公害監視センター検査・分析機能の充実

公害試料の分析機能の充実を図るため、公害監視センターの増築及び設備の整備を図ってきたが、本年度も検査分析機器を充実し、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動の検査、分析業務を積極的に推進する。

2 環境科学センター（仮称）の設立準備等

公害関係調査研究体制の整備強化を図るため、現公害監視センターを発展改組して新たに環境科学センター（仮称）を設置することとし、昭和47年度からその

準備に着手している。

本年度は、その庁舎建設のための実施設計及び公害データバンクのシステム設計等整備事務を行う（完成予定昭和51年9月）。

環境科学センター（仮称）の基本構想

部 門	主 な 機 能
管 理	一般管理、公害広報コーナー、公害技術研修、啓発教育
情 報 管 理	公害データバンク、総合解析、電算機共同利用、常時監視
環 境 調 査	大気・水質・騒音・振動の調査研究
環 境 計 画 研 究	社会科学的調査研究
検 査 測 定 技 術	大気・水質等の検査分析 測定技術の研究

3 府立公害関係調査研究機関の研究の企画調整

既存の公害関係調査研究機関（公害監視センター、放射線中央研究所、公衆衛生研究所、工業技術研究所、農林技術センター等）における研究テーマ等の調査を実施するとともに、より効果的な公害関係研究が推進できるよう必要な企画調整を行う。

第13節 その他の公害防止対策

1 公害に関する苦情・相談の処理

公害に関する苦情、相談については、公害室各課、府の各保健所及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な連けいを保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。

2 大阪府公害審査会の運営

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、昭和45年11月1日以来、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）による大阪府公害審査会を設け、その処理に努め

ているが、本年度は継続中の調停等の事案の手続きを引き続き進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合には、その事案の早期処理に努める。

3 公害モニター制度の運営

昭和44年11月に発足した府公害モニター制度（原則として、府下公立中学校区単位に1名ずつ選任）を次のように運営する。

- (1) 公害モニター担当地区の公害発生状況等に関し、報告及び意見を求める。
- (2) 研修会等を実施して公害に関する情報を提供することにより、モニター活動の円滑化を図る。

4 公害防止管理者等に係る業務の運営

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、公害防止管理者等の選任が義務づけられている特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

また、通商産業省の委託を受けて、同法第7条に規定する資格を認定する講習を引き続き実施する。

5 公害防止に関する知識の普及

府民及び事業者に対し、公害に関する知識の普及を図るため、公害防止に関する啓発パンフレットの発行、公害問題講演会の開催等環境週間の設定に伴う諸行事の実施等の措置を講じる。

付 錄

昭和49年度公害関係予算（関連事業を含む）一覧

(1) 公害関係予算（部別）

(単位：千円)

部 名	49 年 度	48 年 度	増 減
知 事 室	28,096	24,942	3,154
企 画 部	17,203	15,365	1,838
生 活 環 境 部	8,993,976	9,855,172	△861,196
衛 生 部	361,419	346,635	14,784
商 工 部	1,367,953	792,020	575,933
農 林 部	1,779,617	1,508,555	271,062
土 木 部	24,436,226	22,801,566	1,634,660
建 築 部	155,640	50,382	105,258
水 道 部	4,127,193	4,425,161	△297,968
公 安 委 員 会	1,028,605	1,107,899	△ 79,294
教 育 委 員 会	362,523	188,630	173,893
合 计	42,658,451	41,116,327	1,542,124

(2) 公害関係予算(種目別)

(単位 千円)

区分	事業名	49年度	48年度	増減	摘要
大 気	大気清浄化計画 実施費	17,849	2,325	15,524	窒素酸化物等削減計画策定費
	学校等公害防止 施設整備事業費	130,000	50,000	80,000	大気汚染防止施設整備資金 貸付金
	一般廃棄物処理 施設整備市町村 補助金	343,000	1,373,000	△1,030,000	洗浄集じん装置設置費補助金
汚 染	駐車場整備基本 計画費	—	3,000	△3,000	
	舗装道新設費	1,309,800	1,252,000	57,800	
対 策	道路改良費	891,000	933,500	△42,500	
	交通安全施設等 整備費	1,116,838	1,153,932	△37,094	交差点改良 6カ所 39,100千円 横断歩道橋の設置 5カ所 78,000千円 交通管制センターの強化拡充 210,438千円 地域制御化区域の拡大 520,800千円 信号機の系統化 268,500千円
水質汚濁対策	自動車排出ガス 対策費	10,600	0	10,600	自動車排出ガス浄化装置取付費
	小計	3,819,087	4,767,757	△948,670	
水質汚濁対策	水質汚濁負荷量 削減計画実施費	10,785	2,899	7,886	窒素リン等削減計画策定費 5,485千円 水質環境基準設定費 5,300千円

区分	事業名	49年度	48年度	増減	摘要
	一般廃棄物処理施設整備市町村補助金	166,000	160,000	6,000	し尿処理施設整備費補助金
水質汚濁対策	漁業公害対策費	219,267	213,285	5,982	漁場漁港水域清掃事業 19,267千円 漁業公害対策資金貸付金 200,000千円
	下水道整備費	17,552,700	16,818,498	734,202	特定公共下水道 85,000千円 公共下水道 2,728,700千円 流域下水道 14,739,000千円
	都市河川浄化事業費	188,000	249,600	△61,600	汚泥しゅんせつ事業費
	船舶廃油処理場事業費	4,000	60,000	△56,000	
	公営住宅汚水処理対策費	7,070	5,990	1,080	団地内排水施設費
	府立学校汚水排水処理施設整備費	83,500	—	83,500	府立学校汚水排水処理施設整備費 64,500千円 飼育動物ふん尿処理施設整備費 19,000千円
	公害取締対策費	660	—	660	水質鑑定委託費
	浄水場汚泥処理設備建設費(特別会計)	2,368,205	2,742,278	△374,073	水道事業会計(村野・庭窪) 913,020千円 工業用水道事業会計(大庭、三島、庭窪) 1,455,185千円
	小計	20,600,187	20,252,550	347,637	

区分	事業名	49年度	48年度	増減	摘要
騒音	大阪国際空港周辺対策費	116,923	221,579	△104,656	共同利用施設建設費補助金 113,500千円 住宅等移転補償利子補給費 3,423千円
	大阪国際空港周辺整備機構助成費	162,874	—	162,874	民家防音工事補助金 162,500千円 事務費 374千円
振動	学校等公害防止施設整備事業費	1,132,000	1,133,000	△1,000	航空機騒音防止施設整備資金貸付金 800,000千円 自動車騒音防止施設整備資金貸付金 70,000千円 府立高校学校騒音防止施設整備費 262,000千円
	舗装道補修費	975,000	925,000	50,000	道路振動の防止
対策	公営住宅騒音対策費	98,170	44,392	53,778	防音工事(二重窓)費
	小計	2,484,967	2,323,971	160,996	
地盤沈下対策	上水道地盤沈下対策費	229,129	229,129	0	代替受水施設整備補助金
	都市河川地盤沈下対策費	30,000	—	30,000	
	地盤沈下対策事業費(特別会計)	1,758,988	1,682,883	76,105	第3次工業用水道事業費 997,981千円 第4次工業用水道事業費 761,007千円
	小計	2,018,117	1,912,012	106,105	
土壤業汚用染水対策及び	農業用水及び土壤汚染対策費	40,260	9,300	30,960	水質障害対策費38,760千円 汚濁物質除去試験1,500千円
	小計	40,260	9,300	30,960	

区分	事業名	49年度	48年度	増減	摘要
廃棄物対策	一般廃棄物処理施設整備市町村補助金	167,000	170,000	△3,000	ごみ処理施設整備費補助金
	産業廃棄物広域処理対策事業費	3,182,728	3,732,391	△549,663	海面埋立処分施設(えん堤) 整備費 3,159,000千円 産業廃棄物処理公社補助金 19,000千円 事務費 4,728千円
	道路環境整備費	274,800	154,500	120,300	不法投棄の防止、除去等
	公害取締対策費	420	—	420	産業廃棄物鑑定委託費
	府立学校廃棄物対策費	5,850	—	5,850	実業高校有害物質処理施設整備費
	小計	3,630,798	4,056,891	△426,093	
新種公害対策	電波障害防止対策費	50,400	—	50,400	テレビ受信障害に対する共同アンテナ設置費
	小計	50,400	—	50,400	
調査研究	放射線利用環境汚染研究費	17,203	15,365	1,838	放射線利用による元素分析方法の研究
	公害基本対策費	22,460	13,761	8,699	公害行政総合調整費
	公害モニター運営費	10,309	9,610	699	公害モニター314人 (中学校区に1人)
	公害紛争処理費	3,430	3,099	331	公害審査会運営費
	公害防止計画進行管理費	6,604	5,417	1,187	公害防止計画修正改定費
	環境科学センター(仮称)建設事業費	24,380	5,000	19,380	実施設計料 22,380千円 設立準備費 2,000千円

区分	事業名	49年度	48年度	増減	摘要
調査	公害防止管理者等資格認定講習費	600	—	600	講習実施費
	公害現況等調査費	17,405	11,682	5,723	地域別いおう酸化物汚染状況調査費 5,332千円 燃料使用量調査費 4,802千円 地域別降下ばいじん調査費 5,200千円 浮遊粉じん環境調査費 2,071千円
研究	光化学スモッグ対策費	87,906	58,528	29,378	総合調整費 3,279千円 被害発生時緊急調査費 1,835千円 発生源工場等実態調査費 3,706千円 原因物質究明地上調査費 11,373千円 原因物質究明立体調査費 25,000千円 発生原因解明費 36,175千円 光化学スモッグ人体影響調査費 6,538千円
	自動車排出ガス対策費	7,369	6,571	798	道路汚染調査費 5,369千円 自動車排ガス基礎調査 2,000千円
究	騒音・振動対策費	9,475	4,247	5,228	自動車等騒音・振動実態調査費
	航空機公害対策費	5,000	2,552	2,448	航空機排出ガス調査費 2,500千円 大阪国際空港周辺整備計画策定調査費 2,500千円

区分	事業名	49年度	48年度	増減	摘要
調査	大気水質調査研究費	6,827	5,300	1,527	
	地下水安全採取量調査費	10,000	—	10,000	泉南地域の地質調査等
	一般廃棄物処理施設調査研究費	15,000	5,000	10,000	ごみ処理施設排水処理方法研究費
	産業廃棄物処理計画策定費	—	3,522	△3,522	
・	公害人体影響調査費	19,493	18,176	1,317	大気汚染人体影響調査費 8,182千円 大気汚染地区住民健康調査費 7,204千円 騒音、臭気、ばい煙等による被害調査費 4,107千円
	P C B 対策調査費	42,659	39,341	3,318	水道水源、食品等のP C Bによる汚染分布状況調査
研究	有害食品特別対策費	20,077	23,340	△3,263	主要食品の有害金属検査費
	公害衛生研究費	24,912	1,912	23,000	公衆衛生研究所公害衛生研究費
	公害保健調査研究体制整備費	2,000	2,000	0	
	空素酸化物影響調査費	3,133	18,185	△15,052	動物実験による生体影響調査費等
・	公害対策指導研究費	9,000	9,000	0	溶剤およびモノマーの完全処理装置の開発等
	公害防止技術研究費	21,200	6,540	14,660	高速製織時における織機綿じん処理技術の開発等

区分	事業名	49年度	48年度	増減	摘要
調査研究	漁業公害研究費	22,151	21,163	988	海洋公害調査 汚水魚試験調査
	農作物公害研究費	19,472	13,639	5,833	農作物に対する公害試験研究
	畜産公害研究費	12,935	6,343	6,592	家畜排泄物処理技術試験研究
	農業公害研究体制整備費	16,260	—	16,260	畜産公害試験室整備費
	交通量調査費	13,237	13,237	0	
	学校公害実態調査費	4,945	3,090	1,855	環境衛生検査器具購入費 4,845千円 学校公害研究学校補助金 100千円
	土地利用調査費	70,000	51,280	18,720	都市計画基礎調査
	総合都市交通体系調査費	33,600	49,500	△15,900	
	緑道整備調査費	—	10,000	△10,000	
	小計	579,042	436,400	142,642	
監視測定	公害防止条例委任事務費	42,498	34,944	7,554	市町村交付金等
	公害観測車等整備補助金	37,150	37,000	150	市町村補助金
	公害検査分析機器整備補助金	10,000	10,000	0	市町村補助金
	公害室埠分室運営費	31,072	23,598	7,474	管理運営費等

区分	事 業 名	49年 度	48年 度	増 減	摘 要
監 視	公 害 監 視 センタ一運営費	239,561	171,623	67,938	管理運営費 59,759千円 検査分析機器整備費 57,700千円 大気汚染常時監視費 70,115千円 大気検査業務費 21,175千円 水質汚濁常時監視費 5,945千円 水質検査業務費 12,350千円 騒音・振動検査業務費 12,517千円
	公 害 監 視 センタ一増築費	—	253,600	△253,600	
	大気汚染防止 規制指導費	14,125	11,833	2,292	大気汚染防止法等施行費
	自動車排出ガス 対 策 費	5,308	7,102	△1,794	自動車排出ガス対策推進費
測	航空機騒音 対 策 費	4,552	14,133	△9,581	航空機騒音常時監視費
	大気汚染観測局 整 備 費	79,549	117,850	△38,301	大気汚染総合観測局設置費 等 新設3カ所
	公共用水域常時 監 視 費	80,231	73,034	7,197	河川・海域水質常時監視費
定	水質汚濁防止 規制指導費	13,529	12,864	665	水質汚濁防止法等施行費 11,017千円 瀬戸内海環境保全臨時措置 法施行費 2,512千円
	騒音・振動規制 指 導 費	2,153	1,480	673	騒音・振動規制法等施行費

区分	事業名	49年度	48年度	増減	摘要
監視	一般廃棄物処理指導監督費	6,238	5,129	1,109	市町村指導監督費
	産業廃棄物処理指導監督費	31,538	7,887	23,651	処理業者等指導監督費
	地盤沈下規制指導員	32,539	28,676	3,863	地盤沈下量測定費 11,160千円 水準測量費 19,420千円 工業用水法等施行費 1,959千円
測定	悪臭防止規制指導費	1,638	1,417	221	悪臭防止法等施行費
	苦情相談処理費	5,936	4,977	959	大気、水質・特殊公害苦情相談処理費
定め	公害取締対策費	3,950	3,080	870	公害関係事犯採証機器整備費
	漁業公害監視費	3,504	—	3,504	
環境保健対策	小計	645,071	820,227	△175,156	
	健康被害救済費	53,105	75,308	△22,203	健康被害救済特別措置費補助金 50,544千円 公害病患者死亡見舞金(5万円) 2,000千円 事務費 561千円
	西淀川地区公害医療センター補助費	—	80,000	△80,000	
保健所公害業務費	13,478	9,172	4,306	公害担当職員配置費 23保健所	

区分	事業名	49年度	48年度	増減	摘要
環境保健対策	光化学スモッグ対策	6,228	2,540	3,688	学校環境緑化推進費 6,000千円 酸素吸入器等設置費 228千円
	小計	72,811	167,020	△94,209	
中小企業対策	中小企業公害防止資金特別融資促進費	2,435,288	1,462,980	972,308	融資目標35億円 貸付利率年8.9% 貸付期間 7年 利子補給 小企業 年7.9% 中企業 年6.9%
	公害防止技術向上対策費	7,196	5,880	1,316	公害防止技術者養成事業費 4,446千円 公害防止技術指導相談費 900千円 公害防止推進研究会助成費 1,000千円 公害防止巡回技術指導費 850千円
	水銀等被害中小企業緊急融資利子補給事業費	6,957	—	6,957	利子補給金
	公害防止資金貸付金(特別会計)	1,023,600	467,600	556,000	公害防止設備設置資金貸付金 高度化資金 673,600千円 設備近代化資金 350,000千円
	小計	3,473,041	1,936,460	1,536,581	
関連都市施設等整備	工場適正分散化促進費	500,000	500,000	0	工場移転跡地買上資金貸付金
	西淀川地区公害防止緊急対策費	—	145,000	△145,000	

区分	事業名	49年度	48年度	増減	摘要
関連	花と緑の運動推進事業費	28,096	24,942	3,154	花木等の植樹推進費 15,124千円 花と緑の運動啓発費 12,972千円
都市施設	公園緑地整備費	1,838,757	1,448,189	390,568	都市公園整備費 1,638,757千円 緑化(街路樹)事業費 100,000千円 淀川河川敷公園整備費 100,000千円
設施等	緑道整備事業費	265,000	135,000	130,000	
整備	河川環境整備事業費	781,049	606,783	174,266	
	港湾環境整備事業費	86,000	26,000	60,000	
	小計	3,498,902	2,885,914	612,988	
自然環境保護	府民の森整備費	767,703	736,609	31,094	
	環境緑化推進費	213,583	217,555	△3,972	緑化樹養成
	鳥獣保護事業費	17,908	13,597	4,311	
	栽培漁業推進費	9,550	9,081	469	稚魚放流
	内水面増殖費	6,113	5,283	830	"
	府行造林事業費	95,217	81,710	13,507	
	特殊林地改良事業費	15,554	21,290	△5,736	
	水源林造成事業費	25,100	17,300	7,800	

区分	事業名	49年 度	48年 度	増 減	摘要
自然環境保護	自然環境保全費	198,669	92,505	106,164	
	小 計	1,349,397	1,194,930	154,467	
民間企業・団体実施事業	畜産経営環境保全施設整備費	70,415	0	70,415	畜舎環境整備費補助金
	森林造成事業費	25,956	49,895	△23,939	造林事業費補助金
	中小企業集団化事業貸付金	300,000	300,000	0	中小企業団地開発協会貸付金
	(財)関西産業公害防止センター補助金	—	3,000	△3,000	
	小 計	396,371	352,895	43,476	
合 計		42,658,451	41,116,327	1,542,124	